

行政相談週間は、行政相談制度の理解を深めていただき、その利用の促進を図るために、総務省が定めたものです。

総務省では、住民の皆様との身近な相談相手として、民間の有識者の方を行政相談委員に委嘱し、道路、登記、農地転用、年金、郵便など役所の仕事についての苦情や意見・要望等に関する相談に応じています。

村では、行政相談週間行事として、村の心配ごと相談と合同で、次により特設行政相談所を開設いたします。

日時 10月15日(月) 午後2時～午後4時まで

場所 高山村役場会議室

相談は無料で秘密を守りますので、相談のある方はお気軽にお出かけください。

10月15日(月)～21日(日)は行政相談週間です

秋のリンドウハイキング&十二ヶ岳登山参加者募集

高山村ガイドボランティアでは10月20日に、村の花りんどうの野生種を見ながら歩き、十二ヶ岳に登る「秋のリンドウハイキング&十二ヶ岳登山」を実施します。ガイドボランティアによるガイドを聞きながら高山村の自然を満喫してみませんか？

日時 10月20日(土) 9時30分～15時

場所 高山村幹線林道、十二ヶ岳(標高1200m、頂上は360°パノラマ)等

集合場所 9時30分に高山温泉ふれあいプラザ

持ち物 登山の服装、飲み物、昼食

参加費 無料(各自保険にご加入下さい)

募集人員 先着20名

お申し込み・お問い合わせ ガイドボランティア事務局(役場地域振興課)

TEL 0279-2617945

MAIL viva.takayama@gmail.com

宅地分譲申込み受付開始(下之宿団地・梅沢団地・古屋団地)

村では人口減少が進み、若年層の定住化対策が不可欠となってきています。造成工事が完成した「下之宿団地・梅沢団地・古屋団地」3団地は、少子化対策はもとより、住民生活の安定及び地域活性化を図ることを目的とした小規模団地です。住宅地の購入を希望される方は、下記のとおり申込みの受付をいたします。

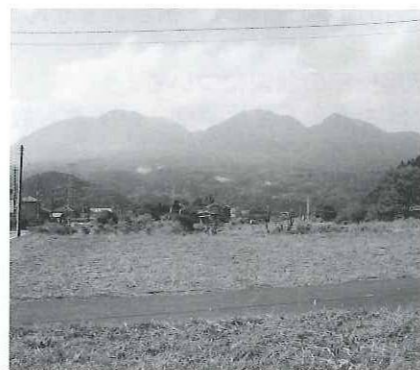
なお、平成23年3月11日の東日本大震災、福島第1原発の事故による被災者で、梅沢団地及び古屋団地を希望する方については、選定委員会の審査を経て無償譲渡となります。

梅沢団地及び古屋団地は、若年層の定住化対策、少子化対策により坪10,000円と分譲価格が低廉となっており、条件としては同居する小学生以下の子供を扶養する方です。

宅地分譲には条件等がありますので、宅地分譲案内の請求及びお問い合わせは、地域振興課(☎63-2111)までご連絡ください。

1. 申し込み受付期間 平成24年10月1日～平成25年1月31日(但し、土・日・祝日・年末年始を除く)
2. 申し込み受付 高山村役場地域振興課(郵送及び代理申請は不可)

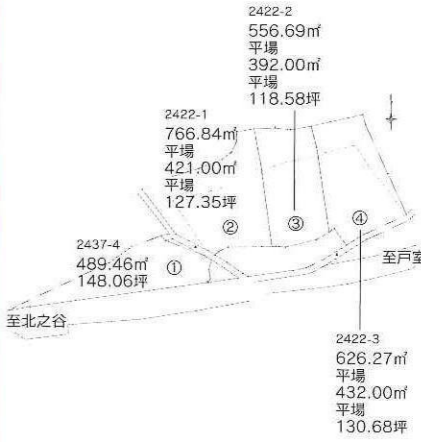
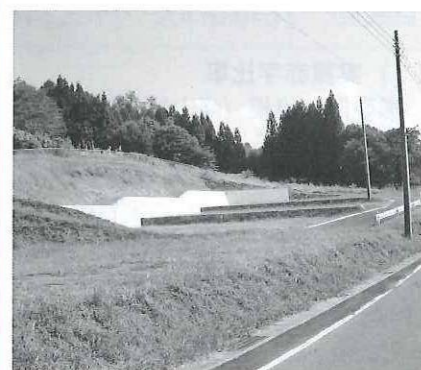
○下之宿団地(五領地区)
(判形信号を五領方面へ500m)
4区画(110坪前後)
坪35,000円(分譲価格)



○梅沢団地(梅沢地区)
(株式会社オリエント北側)
3区画(100坪前後)
坪10,000円(分譲価格)



○古屋団地(北之谷地区)
(北之谷地区)
4区画(平場120坪前後)
坪10,000円(分譲価格)



障害者を虐待から守りましょう

障害者虐待防止法(正式には「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」)が10月1日に施行されました。この法律は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

◆虐待の種類◆

- ① 養育者による虐待
- ② 障害者福祉施設従事者による虐待
- ③ 使用者による虐待
- ④ 身体的虐待
- ⑤ 性的虐待
- ⑥ 経済的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

④ 放棄・放任(ネグレクト)
食事や入浴、選択、排泄などの世話や介護をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。

⑤ 経済的虐待
本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。

村では「障害者虐待防止センター」を設置しましたので、虐待に気づいたら連絡・相談をしてください。

◆受付窓口◆
平日(8時30分～17時15分) 住民課
☎63-2111
夜間・休日 役場宿直
☎63-2111

11月の身体障害者巡回相談について

身体障害者手帳をお持ちの方及びそのご家族の皆様へ
群馬県心身障害者福祉センターが巡回相談を下記のとおり実施します。
相談はすべて予約制です。

日時 平成24年11月7日(水)
受付は午前10時から12時まで

実施科目 整形外科、在宅訪問診療
身体障害者に関する各種の相談
補装具、自立支援医療(更正医療)
給付要否判定等

当日持ってきていただくもの
○印鑑 ○身体障害者手帳

相談希望者の方は10月26日(金)までに高山村役場 住民課まで予約申込みをしてください。

※障害が重い等の理由により巡回相談の会場に在所することができない方については、ご自宅に訪問することもできますので、同様に相談ください。

問い合わせ先
高山村役場 住民課
☎0279-63-2111(内線64)

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成24年10月22日(月)
12時から1時
 - 場 所 高山小学校 1階 会議室
 - 費 用 260円(当日集金します)
 - 申し込み 高山給食センター 佐藤まで
電話(63-2811)でお申し込みください。
※2学期から申し込み場所が変わりますので、ご確認ください。
 - 締め切り 10月15日(月)まで
※先着20名とさせていただきます。
- ※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願い致します。

- ### 予定献立
- ・きのこうどん ・牛乳
 - ・手作り天ぷら(ちくわ・さつまいも)
 - ・アーモンド和え ・プルーン



10月の試食会はうどんです。
うどんには地産地消の取り組みとして、高山村産のなめこやしいたけを使う予定です。
保護者の方も、そうでない方もご参加いただけますので、お気軽におこしく下さい。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

第2回飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成24年度第2回目の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますので、生後91日以上で今年度の狂犬病予防注射を受けていない犬を飼っている方は、最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布しますので、通知書を会場へ持参くださるようお願いいたします。

期日	会場	時間	会場	時間
10月19日(金)	火の口公民館	9:00~ 9:10	五領公民館	13:00~13:10
	農協旧尻高支所	9:20~ 9:30	新田地区集会所	13:20~13:40
	北之谷住民センター	9:40~ 9:50	本宿公民館	13:50~14:10
	基幹集落センター	10:00~10:20	原住民センター	14:20~14:40
	関田住民センター	10:30~10:40	梅沢集会所	14:50~15:00
	役原地区住民センター	10:50~11:00	茶屋ケ松集会所	15:10~15:20
	高山村役場	11:10~11:30		

☆手数料

- ・注射のみ(登録済みの犬)
注射料 3,300円
 - ・登録と注射(登録の済んでいない犬)
登録・注射料 6,300円
- ☆犬の登録・狂犬病予防注射を受けないと、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。
☆犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないでください。
☆運動中の犬の糞は、飼い主が責任を持って片づけて

- ください。
- ☆不要犬は、第1・第3火曜日(午前11時まで)に吾妻保健福祉事務所へ持参してください。
・処理料 生後60日以上 2,000円、
生後60日未満 600円
- ☆飼い犬が死亡した場合、役場住民課までお知らせください。
- ☆動物病院等で狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、本年度の予防注射を受けた方は受けないでください。

高山村国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険は安心して医療を受けるための制度です

日本では、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。(国民皆保険)

国民健康保険(以下「国保」)は、医療保険のうちの一つで、市町村で運営しています。万一のときに安心して医療を受けることができるように、加入者が保険税を出し合い、医療費などに充てる助け合いの制度です。

国保に加入する方

国保には、他の医療保険(職場の健康保険または後期高齢者医療制度)に加入している方や、生活保護を受けている方を除く、すべての方が加入します。

届け出が必要です

職場の健康保険と国保の間で切り替えがある場合には、ご自身や同じ世帯の方による届け出が必要です。自動的に切り替わることはありません。

届け出に必要なもの

《国保に加入するとき》
・職場の健康保険を脱退したことを証明するもの
(社会保険離脱証明など)
・印鑑

・年金手帳(60歳未満の方)
・年金証書(60歳以上65歳未満の方)

《国保を脱退するとき》

・加入した職場の保険証(脱退する方全員分)
・国保の保険証(脱退する方全員分)
・印鑑
・年金手帳(60歳未満の方)

保険証が切り替わります

10月1日より保険証が切り替わります。

まだ新しい保険証の交換がお済みでない方は、旧い保険証を持参し、役場住民課窓口で交換してください。
役場住民課 ☎63-2111

平成24年度赤い羽根共同募金について

「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに、今年も10月1日から12月31日まで全国一斉に募金運動が実施されます。

今日、急速な少子・高齢化が進行する中、住民の福祉に対する意識も変わってきています。

特定非営利活動法人(NPO法人)やボランティア団体の活動にみられるように、地域の住民みずからが主体的に社会福祉の課題に取り組み試みが増え、地域における民間社会福祉活動が活発になってきています。

このような状況のなかで、共同募金運動は、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「福祉コミュニティ」づくりを実現する活動を、住民相互のたすけあいを基調として財政面から支援し、地域福祉の充実と発展を推進する役割を担っています。

つきましては、経済状況が大変厳しい昨今ではあります。本運動の趣旨をご理解のうえ、募金にご協力くださいますようお願いいたします。

役場 住民課

ぐんまの木で家づくり支援事業補助金

ぐんまの木で家づくり支援事業
100万円を上限に県産木材使用住宅に補助します

群馬県では、ぐんま優良木材(群馬県内産木材を使用した認証製材品)を構造材または内装材に使用して、県内に自分の居住用の住宅を建築またはリフォームする場合には、費用の一部を補助しています。

補助額は、最高100万円、募集戸数(予算)の範囲内で申請の先着順に補助します。
●構造材補助(募集戸数800戸)

「ぐんま優良木材」を構造材に60%以上使った新築住宅の建設・購入に対して補助します。

補助額は、柱材の太さ、延べ床面積とぐんま優良木材の使用割合に応じて20万円、80万円、更に、基準を満たした省エネルギー住宅の場合は、20万円を上乗せして補助します。

●内装材補助(募集戸数50戸)

「ぐんま優良木材」を内装材に10㎡以上使って、新築住宅を建設・購入またはリフォームする場合に補助します。

補助額は、3,000円/㎡(上限額15万円)です。

●申し込み先

ぐんま優良木材品質認証センター
TEL 027-266-8220
FAX 027-266-8223

●問い合わせ先

前記申込先または高山村役場農政課
TEL 0279-26-7951
FAX 0279-63-2768

10月は土地月間です

国土交通省では、毎年10月1日～31日迄の間を土地月間とし、土地問題に対する国民の理解を深め、実効ある土地関係施策を推進します。

土地に関する豆知識！

1. 国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

2. 高山村で届出が必要な土地取引とは、取引面積が10,000㎡以上で目的が売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡等が該当となります。

3. 届出は、土地の取得者（買主）が、契約（予約を含む）を締結した日から起算して2週間以内に、土地の所在地の市役所、町村役場の国土利用計画担当窓口（高山村では地域振興課）に届出てください。

4. 届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処されることがあります。

お問い合わせ先

群馬県土地水対策室
☎027-226-2366
高山村役場地域振興課
☎63-2111 内21

高齢者の運転免許証自主返納をされる方へ
次の支援が申請により受けられます

1 対象者
平成23年4月1日以降に免許証を自主返納（全部取消し）した高山村に住民登録している65歳以上の方

2 支援内容
下記の回数券①②のいずれか1つと③④の支援が受けられます。

①中山本宿から沼田市方面行き
敬老バスカード
3,000円券
（1枚4,350円分）
10枚

②中山本宿から東吾妻町方面行き
老人特殊回数券
3,000円券
（1枚4,500円分）
10枚

③運転経歴証明書の交付手数料を助成
（後日指定口座に振込）
④住民基本台帳カード（写真付き）の交付手数料を助成
※住民基本台帳カードは住民基本台帳に登録されている方へ交付される公的な証明書です。

3

申請先
右記①②③ 高山村役場 総務課

4 申請の際に必要なもの
①運転経歴証明書交付手数料助成及び回数券交付申請書（役場にありませぬ）
②申請による運転免許の取消通知書及び返納した自動車運転免許証
③運転経歴証明書交付手数料（1,000円）の群馬県証紙を購入した際の領収書
④本人名義の通帳（運転経歴証明書交付手数料を振込みませぬ）
⑤印鑑

5 注意事項
・支援が受けられるのは、自主返納した時のみ1回限りです。
・回数券の払い戻しはできません。

お問い合わせ先
高山村役場 総務課
☎63-2111
直通
☎0279-2617
942

納税等 ★印が10月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	上下水道使用料
4月			●				
5月		●					●
6月	●						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				●	●	●	●
10月	★	★		★	★	★	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●
2月				●	●	●	
3月				●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費